

2026年1月1日

吸收分割に係る事後開示事項

愛知県名古屋市中区栄三丁目 27 番 1 号
ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社
代表取締役社長 佐藤 雅志

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号
サッポロホールディングス株式会社
代表取締役社長 時松 浩

ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びサッポロホールディングス株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025年11月12日付で両社の間で締結した吸收分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、分割会社が POKKA PTE. LTD. (39 Quality Road, Singapore, 618810) の管理事業に関して有する権利義務を承継させる吸收分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年1月1日

2. 分割会社における手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定に基づく差止請求をした株主はありませんでした。
- (2) 会社法第785条の規定に基づく株式買取請求をした株主はありませんでした。
- (3) 会社法第787条の規定は、分割会社において新株予約権を発行していないため、手続きを行っておりません。
- (4) 会社法第789条の規定に基づき、2025年11月21日付の官報による公告及び債権者へ個別に催告しましたが、本件分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社の手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

- (1) 会社法第796条の2の規定に基づく差止請求をした株主はありませんでした。

- (2) 会社法第 797 条の規定に基づく株式買取請求をした株主はありませんでした。
- (3) 会社法第 799 条の規定に基づき、2025 年 11 月 21 日付の官報及び電子公告により公 告しましたが、本件分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社 法施行規則 189 条第 4 号）

承継会社は、2026 年 1 月 1 日をもって、本件分割契約に基づき、分割会社から対象事 業の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条 5 号）

2026 年 1 月 6 日（予定）

6. その他の重要事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上